

安芸太田町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚に伴う新生活を開始する際の経済的な負担を軽減することにより、結婚しやすい環境づくりを推進し、地域における少子化対策に資することを目的として、新婚世帯に対し、予算の範囲内において、安芸太田町結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては安芸太田町補助金等交付規則（平成16年規則第43号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 申請日の属する年度の前年度（「以下前年度」という。）の1月1日から当該申請年度の3月31日までの間に婚姻届けを提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に、夫若しくは妻又は夫婦共同名義で新たに町内に住宅を取得し、又は町内に住宅を賃借する際に要した費用のうち、当該住宅の取得費又は賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当分に相当する額を除く。
- (3) リフォーム費用 婚姻を機に、夫若しくは妻又は夫婦共同名義で住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用については対象外とする。
- (4) 引越し費用 婚姻を機に、本町への転入又は本町内での転居に伴い引越しをする際に要した費用のうち、引越し業者又は運送業者に支払った費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象となる住宅が町内にあり、当該住居の住所で住民登録がなされていること。
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 夫婦の所得（交付申請時点で取得できる最新の所得証明を基に、夫婦の所得金額をいう。）が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を行っている場合は、夫婦の所得方当該貸与型奨学金の年間返済額を控除した額が500万円未満であること。
- (4) 夫婦共に町税等の滞納がないこと。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助、他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (6) 夫婦共に、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力

団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

（補助金額）

第4条 補助金額は、住居費、リフォーム費用及び引越し費用を合算した額とし、次の各号に掲げる金額を上限とする。

（1）夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の場合 1世帯当たり60万円

（2）前号に掲げる場合以外の場合 1世帯当たり30万円

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付の対象となる経費は、申請日の属する年度内に夫婦のいずれかが支払った住居費、リフォーム費用及び引越し費用とする。

4 前項の規定にかかるわらず、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までの経費を補助金の交付対象とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、安芸太田町結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書

（2）夫婦の住民票

（3）夫婦の所得証明書

（4）夫婦の納税証明書

（5）住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し（住宅を取得し、又はリフォームした場合に限る。）

（6）住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃借している場合に限る。）

（7）住宅の取得費、リフォーム費、賃料等の領収書等又は支払額が確認できる書類の写し（住居費を申請する場合に限る。）

（8）引越し費用に係る領収書等の写し（引越し費用を申請する場合に限る。）

住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居費を申請する場合に限る。）

（9）誓約書兼同意書（様式第3号）

（10）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときには、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、安芸太田町結婚新生活支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 補助金の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助金の交付を受けようとするときは、安芸太田町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、内容を確認し、交付決定者に対し速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第8条 町長は、交付決定者が次の号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定

の全部又は一部を取り消すことができる。

虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

この要綱に違反する行為があったとき。

その他町長が相当の事由があると認めたとき。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、安芸太田町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。
(補助金の返還)

第9条 交付決定者は、前条の規定により町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第10条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めるることはできる。

- 2 交付決定者は、報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号第5条関係

年 月 日

安芸太田町長 様

(申請者) 住 所

氏 名

電話番号

安芸太田町結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

安芸太田町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

婚 姻 日		年 月 日	
新居への住民登録年月日		(夫) 年 月 日	(妻) 年 月 日
所 得 金 額		(夫) 円	(妻) 円
*貸与型奨学金を返済した場合は、年間返済額 控除後の金額		合 計 円	
補 助 対 象 経 費	契 約 締 結 年 月 日		年 月 日
	住居費 (取得)	契 約 金 額	円
		領収書等記載額 (A)	円
	住居費 (リフォーム)	契 約 金 額	円
		領収書等記載額 (B)	円
	住居費 (賃借)	家 賃	①家 賃 月 額 円
			②住宅手当 月 額 円
			③支払済家賃 か月 (年 月 ~ 年 月)
			(①-②) ×③= 円
			共 益 費 円
	敷金・礼金・仲介手数料 円		
	住 居 費 計 (C) 円		

引越し費用	引っ越しを行った日	年　月　日
	領収書等記載額（D）	円
	合　計 (A)+(B)+(C)+(D)	円
補助申請額	円	
*千円未満の端数は切り捨てるものとする。		
添付書類	<input type="checkbox"/> 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書 <input type="checkbox"/> 夫婦の住民票 <input type="checkbox"/> 夫婦の所得証明書 <input type="checkbox"/> 夫婦の納税証明書 <input type="checkbox"/> 工事請負、売買又は賃貸借契約書及び領収書等の写し <input type="checkbox"/> 引っ越しに係る領収書等の写し <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書(様式第2号) <input type="checkbox"/> 誓約書兼同意書(様式第3号) <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し(返済を行っている場合) <input type="checkbox"/> その他 ()	

様式第2号第5条関係

年　月　日

安芸太田町長 様

給与等の支払者
所在地
事業所名
代表者名
電話番号

住宅手当支給証明書

次の者の住宅手当支給状況について、次のとおり証明します。

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。

(年 月現在)
住宅手当 月額 円

(2) 支給していない。

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給し、又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印を付けてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。

様式第3号第5条関係

誓約書兼同意書

- 1 私と配偶者は、安芸太田町結婚新生活支援事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付に係る審査及び交付後の居住状況の確認等のため、住民登録情報、戸籍の婚姻日、マイナンバーカードの取得状況、所得、安芸太田町が徴収する町税の納付状況、暴力団との関係の有無等に関する調査を市長が実施することに同意します。
- 2 私と配偶者は、生活保護法に規定する住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていません。
- 3 私と配偶者は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。
- 4 世帯全員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者ではありません。
- 5 住民自治組織等に加入し、地域活動に活動に参加するとともに、安芸太田町が実施する各施策に関する調査等に協力します。
- 7 次の各号に該当した場合は、当該補助金を直ちに返還します。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) その他市長が相当の事由があると認めたとき。

年 月 日

安芸太田町長 様

誓約者兼同意者

住 所 _____

氏 名 (自署) _____

氏 名 (自署) _____

様式第4号第6条関係

安芸太田町指令号
年 月 日

様

安芸太田町長

安芸太田町結婚新生活支援事業補助金交付（却下）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました安芸太田町結婚新生活支援事業について、安芸太田町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付する（却下する）ことに決定したので通知します。

記

1 交付決定金額 円

2 補助の要件

安芸太田町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第3条に定める要件を全て満たしていること。

3 却下した場合の理由

様式第5号第7条関係

年　月　日

安芸太田町長 様

(請求者) 住 所
氏 名
電話番号

安芸太田町結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年　月　日付け 第　　号で交付決定を受けた安芸太田町
結婚新生活支援事業補助金について、安芸太田町結婚新生活支援事業補助金交
付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金請求金額 _____ 円

2 補助金の振込先

□ 金融 機関	金融 機関名	銀 行			支店名	支店 出張所					
		農	協	信用金庫		信用組合					
預金 種別	1 普通 2 当座			口座番号							
	□ゆうちょ銀行	記号									
フリガナ											
口座名義人											

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。

※通帳の写しを添付すること。

様式第6号第8条関係

安芸太田町指令号
年 月 日

(申請者)
住 所
氏 名 様

安芸太田町長

安芸太田町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け安芸太田町指令第 号で交付決定した安芸太田町結婚新生活支援事業補助金について、次のとおり交付の取消し決定をしましたので、安芸太田町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1 補助対象者氏名

2 取消し内容

3 取消し理由